

まちづくり計画策定担い手支援事業

平成20年度助成団体の2次募集（6月23日～8月8日）

～ 地権者組織等による都市計画の提案を国が直接支援 ～
～ 重点密集市街地では100%補助 ～

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、自律的な建替促進を通じた市街地の整備改善等に資する地区計画等の都市計画の提案を促進する。

【募集期間】：平成20年6月23日（月）～平成20年8月8日（金）

【事業主体】：地権者組織 等

【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域

- ①都市計画区域内で0.5ha以上の地区)
- ②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
 - ・密集市街地（25,000ha）
 - ・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
 - ・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
 - ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
 - ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
 - ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
 - ・上記予定区域

【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

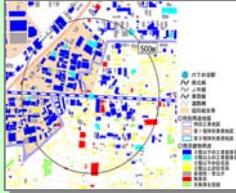
※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

■現地調査

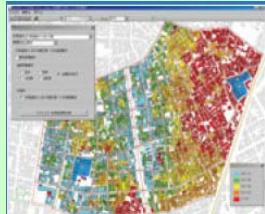


■調査結果のとりまとめ

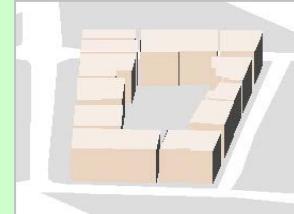


②地区診断（現況調査等の資料解析等）

■地区の課題の整理



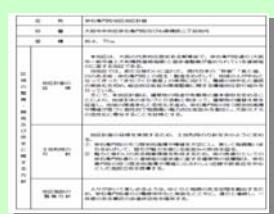
■市街地の防災性評価



■模型等を使った 計画内容のスタディ

■地区計画による規制緩和 後の地区イメージの作成等

③地区計画等の 都市計画提案のための素案作成



【補助率】：100%補助（重点密集市街地）

50%補助（重点密集市街地以外の地域）

【補助対象限度額】：500万円／ha（事業費ベース）

（ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度）

【助成対象事業主体の決定】：平成20年9月下旬頃